

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年7月30日 12時30分ごろ
発生場所	愛知県南知多町内海港 内海港第4号防波堤灯台から真方位143°1,330m付近 （概位 北緯34°43.7′ 東経136°52.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{はなぶさ} 英丸は、東進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年9月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 英丸、5トン未満（長さ6.92m） 281-34525愛知、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力183.9kW、回転数毎分5,800、6気筒、ボア95mm、使用燃料ガソリン、平成23年7月機関製造、平成9年3月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、回航の目的で、愛知県飛島村^{とびしま}所在の係留地に向け、愛知県半田市所在の造船所を出航し、内海港を東進中、船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機の始動を試みたが運転できず、運航不能と判断し、同乗者に携帯電話を借りて118番通報し、来援した海上保安庁の巡視艇に救助され、本船は同艇にえい航された。</p> <p>船外機は、6シリンダV型機関であり、左舷及び右舷のバンク（気筒列）で構成されていた。</p> <p>機関修理業者は、本インシデント後に船外機の開放点検を行ったところ、左舷側カムシャフトの取付けボルトが緩んでいることを認め、左舷バンクにおいて排気弁の開閉時期及びピストンの行程時期が合わず、上昇したピストン頂部に排気弁が接触し、同弁に曲損を生じたと思った。</p> <p>船長は、本事故当日、中古で本船を購入し、出航前に陸上で船外機を約30分運転していたが、船外機の開放点検を行っていなかった。</p>
分析	本船は、東進中、船外機の左舷バンクにおいてカムシャフトの取付けボルトが緩んでいたことから、排気弁の開閉時期及びピストンの行

	<p>程時期が合わずに上昇したピストン頂部に排気弁が接触し、同弁に曲損を生じて船外機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故当日、中古で本船を購入し、出航前に陸上で船外機を約30分運転していたが、船外機の開放点検を行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、東進中、船外機の左舷バンクにおいてカムシャフトの取付けボルトが緩んでいたことから、排気弁の開閉時期及びピストンの行程時期が合わずに上昇したピストン頂部に排気弁が接触し、同弁に曲損を生じて船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、中古で船外機を購入した場合、開放点検を行った上で使用すること。